水道法(昭和32年法律第177号)第25条の3の2第4項の規定において準用する同法第25条の3第2項の規定により、大阪広域水道企業団大阪狭山水道事業指定給水装置工事事業者の指定を次のとおり更新した。

## 令和3年8月2日

## 大阪広域水道企業団企業長 永藤 英機

指定番号	氏名又は名称及び代表者の氏名	住所	更新年月日	有効期間の満了の日
大阪狭山	有限会社岡本設備	泉大津市曽根町二丁目9番13号	令和3年8月2日	令和8年9月29日
第93号	岡本 龍明			
大阪狭山	有限会社ツジノ	和泉市寺田町二丁目8番48号	令和3年8月2日	令和8年9月29日
第125号	辻ノ 大輔			